

○鎌倉市交通計画検討委員会条例

平成24年2月24日

条例第33号

改正 平成27年3月25日条例45

鎌倉市交通計画検討委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、本市の交通政策を効果的に推進するため、交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行う鎌倉市交通計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
- (2) 市内の商工業又は交通に関係を有する事業者が推薦する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(特別委員会)

第4条 委員会において、特別の事項を調査及び検討するために必要があるときは、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員（以下「特別委員」という。）は、第2条第2項第3号及び第4号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、前条第3項の規定を準用する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査及び検討が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月25日条例45）

この条例は、公布の日から施行する。